

標準報酬月額額の決定方法



いつもお世話になっております。

皆様、季節の変わり目ですが、お体にはお気を付けて下さいね！

さて、今回は社会保険の標準報酬月額額の決定方法です。

標準報酬月額額の決定方法には、

資格取得時決定・定時決定・随時決定の3つの方法があります。

- ◇ 資格取得時決定 … 入社時に給与見込み額をもとに決定します。
- ◇ 定時決定 … 4～6月給与額の平均を基に、その年の9月から翌年8月までの1年間の月額を決定します。
- ◇ 随時決定 … 固定的な賃金（基本給、家族手当、通勤手当など）に変動があり、給与額が大幅に変った場合、定時決定を待たずに見直されます。

また、上記のうち、随時決定は次の3つの条件も全て満たす必要があります。

1. 昇給または降給等により 固定的賃金に変動があった。
2. 変動月から3ヶ月間の平均月額とこれまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた。
3. 変動月から3ヶ月とも支払基礎日数が17日以上である。

(※ 詳細お知りになりたい方は当事務所までお問い合わせください。)

給与の変動に合わせて保険料が変わることは自然なことであり、また、

必要なことでもあります。自分の保険料がどう算出されているのか、

知っておくと納得して支払えますね。